

体育施設開放に係る使用許可申請について（お知らせ）

令和6年4月以降に本校体育館使用を希望される団体責任者の方は、別添「鳥取県立学校体育施設開放要綱」を御確認の上、下記のとおり申請をしてください。

記

1 許可期間及び曜日等

- (1) 期 間 令和6年4月1日（月）から 令和6年9月30日（月）まで半年間
- (2) 曜 日 月・火・水・木・金・土・日 曜日
- (3) 場所・時間 第二体育館：午後8時から午後10時までの時間内
グラウンド：午後7時半から午後9時までの時間内（土日のみ午後7時から）

2 受付期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年2月5日（月）から 令和6年2月9日（金）まで
※受付時間：午前9時から午後4時30分まで
- (2) 場 所 米子工業高等学校事務室窓口

3 提出書類

- (1) 「鳥取県立学校体育施設使用団体届出書」及び「団体登録者名簿」
- (2) 「教育財産使用許可及び使用料減免申請書」

4 決定方法

- (1) 受付時にくじを引いていただきます。
- (2) 受付期間に申請した団体で、引いたくじの小さい番号順に曜日を決定していきます。
- (3) 希望する曜日が重なった場合は、第2希望、第3希望になります。

5 結果

令和6年2月26日（月）以降、文書で通知します。

6 その他

- (1) 鍵の受け渡しは、使用日当日（土日祝日の場合はその直近の平日）の午前9時から午後4時30分までとします。
- (2) 学校行事等によっては、使用できない場合もありますのでご承知ください。
- (3) 団体登録者名簿は、児童生徒等の構成割合の確認に使用し、その他には使用しません。
なお、団体登録者名簿（様式）に記載する内容が確認できるものであれば、既存の名簿を提出してもかまいません。

【担当】事務室 電話 0859-22-9211